

14佐消予第1481号
平成15年 2月19日

各 署（課）長 様

消 防 局 長

仮使用承認に係る運用基準について（通知）

みだしのことについては近年、一つの製造所等で複数の部分で変更工事が同時期に行われる事例が多く見受けられ、製造所等の効率的な利用の観点から、変更の工事が終了した部分の円滑な使用が求められたことから、複数の部分の変更工事が終了した部分から使用する場合の取扱についての運用指針が、平成11年3月23日付け消防危第24号が定められた。これに伴い、平成6年9月13日付け佐消予第1362号通知を廃止する。

今後は、別添のとおり運用基準を定めたので、承認にあたっては留意されたい。

以 上
（予防課）

仮使用承認に係る運用基準

1 目的

本基準は、消防法第11条第5項ただし書の仮使用承認について、具体的基準が欠落しているため、運用が各担当の慈意に流れ易いことから統一を図り、事後処理の合理化を確保するために定めるものである。

2 仮使用承認に伴う基本的事項

- (1) 仮使用承認の対象となる部分は、変更許可申請を行った部分及びこれと密接に関連する部分で工事に係る部分以外の部分であること。
- (2) 仮使用の承認にあたっては、当該仮使用の承認申請に係る施設の部分が変更の工事中においても火災の発生及び延焼の虞が著しく少ない部分であるかどうかを調査し、必要に応じて防火上の措置を諫めるよう指導の上、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ないと認められる場合に承認すること。
- (3) 承認には、火災予防上必要な事項について条件等の附款を附することができるが、この場合期限に係る附款は附してはならないこと。
- (4) 仮使用承認に附する承認条件は、危険物関係法令の範囲内の規制を超えることがない様、厳正なものを精査して行い、書面で明確に表示しておくこと。
- (5) 仮使用承認申請書には、工事中の災害予防の観点から審査が行われることから、具体的な工事方法を記載した図面その他の書類、例えば安全対策書、工事方法書等を添付すること。
- (6) 地下貯蔵タンクは、当該タンクに危険物が残存していても、使用していないものとみなし運用してさしつかえない。

3 仮使用の承認処理期間

仮使用は、原則的に変更許可申請と同時に申請され、変更許可の処理期間にあわせ、申請された日から10日（処理する期間に土、日曜日等が含まれるときは当該土、日曜日等を除き10日）以内に承認すること。

4 仮使用承認の基準

仮使用を承認するときの準拠すべき基準は、別に定めるものとする。

仮使用の承認基準

1 承認条件等

仮使用を承認する場合は、次に掲げる事項に適合していること。

(1) 工事場所は、工事に必要な十分な広さが保有できること。

なお、給油取扱所については、業務の特殊性にかんがみ、上記のほか自動車の給油業務に支障のない広さの空地が確保されていること。

(2) 火気又は火花を発生する器具を使用する工事及び火花の発生するおそれのある工事を行わないこと。ただし、火災予防上十分な措置が講じられている場合を除く。

(3) 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、工具等の落下を防止するための仮設の水平区画が設けられること。

なお、当該区画及びこれを支える仮設の柱等は、不燃材料を用いるものとし、区画の大きさは、仮使用場所の実態に応じたものであること。

(4) 仮使用場所から危険物又は可燃性蒸気が工事場所に流入しないよう有効な措置がなされること。

(5) 防火へい、排水溝、油分離装置、通気管等、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）基準による設備を撤去し、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設設備を危政令基準に適合するように設けること。

なお、この場合において、仮設設備についての変更許可申請は不要とする。

(6) 仮使用の承認を受け仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に仮使用承認を受けている旨の掲示板を次の例により掲出すること。

消防法による仮使用承認済	
製造所等の別	
承認年月日 番 号 承認行政庁名	年 月 日 第 号 佐世保市消防局

25cm以上

35cm以上

2 承認申請の時期

- (1) 仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受け付けることができること。
- (2) 変更許可に係る工事に着手する前までに承認を受けること。

3 複数の変更工事に係る仮使用について

- (1) 一つの製造所等において、設備機器の配置、関連性等を勘案し相互に区分することができる複数の変更工事については、当該施設の所有者等の希望により区分された変更工事ごとに変更許可することができるものであること。

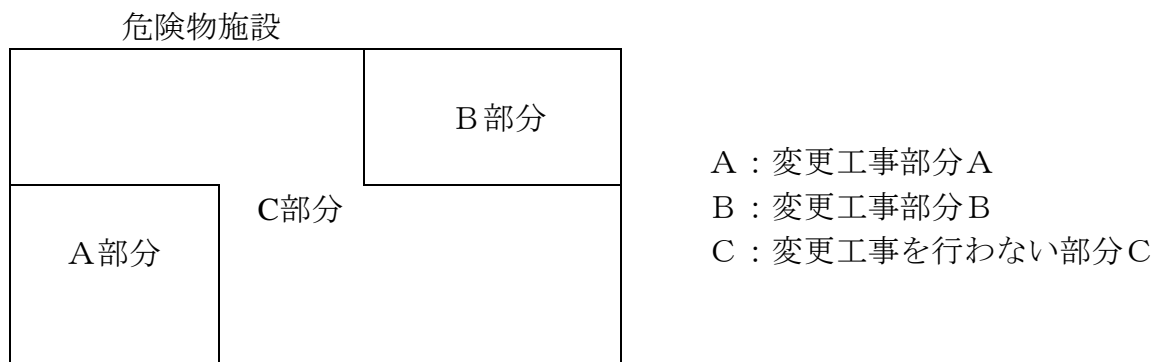
この場合、それぞれの変更工事について、工事が終了した後、当核変更に係る部分に変更許可どおりに完成していることを確認するための完成検査を実施することが必要であること。

また、当核完成検査を実施した部分については、仮使用承認を行うことにより仮に使用することができるものであること。

- (2) 危険物施設における複数の変更工事に係る仮使用の手続の例

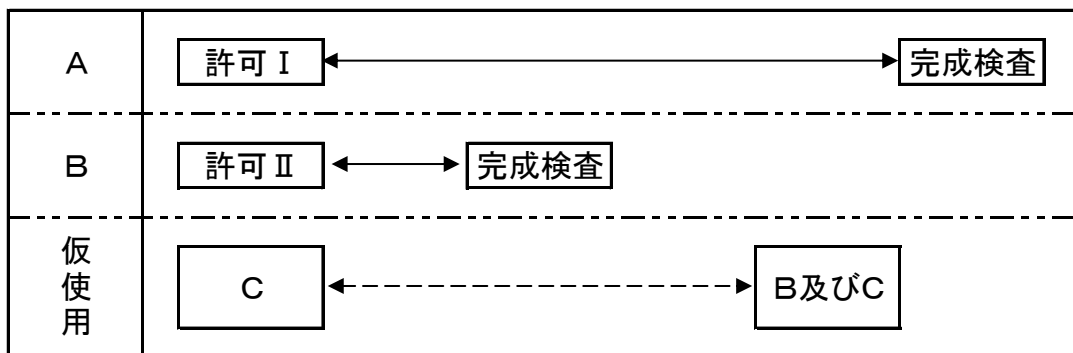
危険物施設における複数の変更工事に係る仮使用の手続の具体例を以下に示す。

なお、危険物施設の工事に係る部分等を便宜的に次図のように区分して説明しているので留意されたい。



ア 複数の変更工事について、それぞれ変更許可を行う場合

- (ア) 工期が重複する複数の変更工事の場合



← 工期 →

- ① A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰ及び許可Ⅱを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請について承認する。

この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰ及び許可Ⅱの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰ及び許可Ⅱの両方に係るものであることを明記すること。

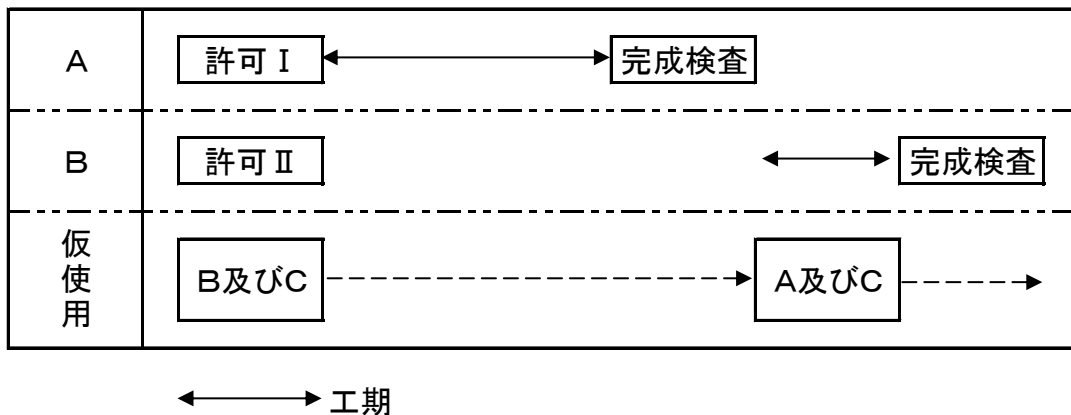
- ② B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。
 ③ B部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

(留意事項)

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合、既に承認されている仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認を行うこと。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることを明記すること。

- ④ A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(イ) 工期が重複しない複数の変更工事部分の場合



- ① A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰ及び許可Ⅲを行うとともに、許可Ⅰの変更工事部分以外の部分（B部分及びC部分）の仮使用承認申請について承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

(留意事項)

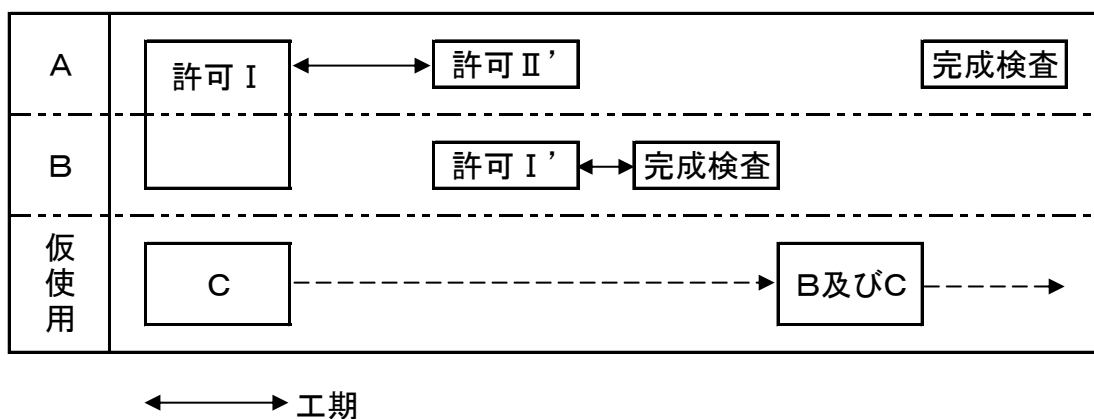
最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることを明記すること。

- ② A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。
 ③ B部分の工事が開始されるにあたり、A部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

(留意事項)

先行して完成したA部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、あらたにA部分及びC部分の仮使用承認を行うものであること。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅲの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることを明記すること。

- ④ B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。
イ 複数の変更工事部分について、一つの変更許可を行う場合（同時に完成検査を受ける予定の場合に限る。）



- (ア) A部分及びB部分を一つの変更許可申請で許可Ⅰを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請について承認する。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際は、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることを明記すること。

- (イ) B部分の工事が先に終了することになり、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合は、許可Ⅰの工事範囲をBの部分に縮小（許可Ⅰ'）するとともに、Aの部分について新たな許可Ⅱを行う。

B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

- (ウ) B部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

(留意事項)

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認を行うものであること。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅲの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることを明記すること。

- (エ) A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(3) 仮使用の承認について

一つの製造所等で、複数の変更工事が行われている場合における仮使用については、現に変更工事が行われている部分を確実に把握し、行程や作業日程に無理がなく、複数

の工事箇所における危険要因が相互に把握され、必要な安全対策が講じられていること等、製造所等全体の安全を確認したうえ、承認する必要があること。